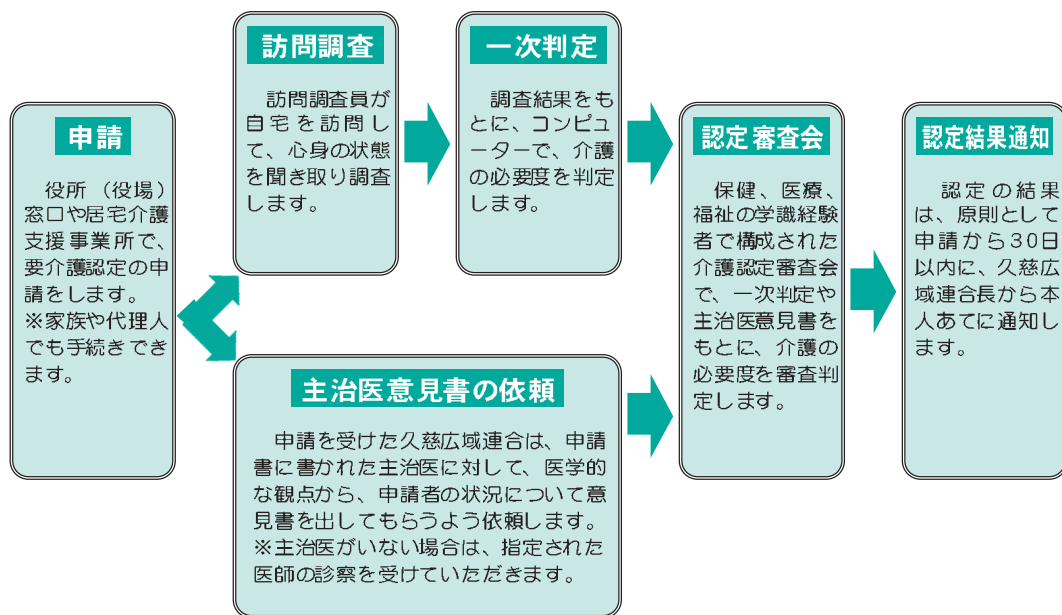


特集

主治医意見書について

要介護・要支援認定の申請には主治医の意見書が必要になります。今回は、主治医の意見書とはどういったものか、についてお知らせします。

要介護・要支援認定申請から認定までの流れ



主治医は自分で選ぶ

介護サービスを受けるためには、まずは「要介護・要支援認定申請」をして、介護が必要であると認定を受けなければなりません。

申請書には自分の住所・氏名などのほかに、主治医について記入していただきます。

ただし、主治医の意見書の依頼は、久慈広域連合が行いますので、先生から直接書いてもらう必要はありません。

主治医とは、かかりつけ医のことです。普段体の状態を診てもらっている病院の先生のことをいいます。

複数の病院に通っている方は、その中で最近まで一番多く通っている病院の先生を選ぶと良いでしょう。

主治医がいない場合は、久慈広域連合で指定した医師の診断を受けていただきます。

まずは医師に相談を

主治医意見書は、医師が医学的な観点から、申請者の心身の状態について意見を書くもので

す。

しかし、入院直後などは、心身の状態が不安定なため、主治医が意見書を書けない場合があります。

入院中の方は、申請の時期について、主治医に相談してみることをお勧めします。

また、しばらく診察を受けていない方については、医師も心身の状態を判断できない場合があります。

このような場合には、主治医意見書の提出が遅れ、書類が揃わないことから、認定審査会の審査判定を受けられず、介護サービスの利用開始が遅れることもあります。

このようなことにならないよう、しばらく診察を受けていない方も、主治医に相談してみることをお勧めします。

更新申請はお早めに

更新の手続きは、有効期間満了日の六十日前から満了日までに行うことができます。

申請してから、認定結果が出るまでかなりの日数がかかりますので、現在介護サービスを利用している方は、早めの手続きをしておくことをお勧めします。

更新の案内は久慈広域連合からも郵送で行っていますが、前回認定された際に送られた、介護保険証に有効期間が記載されていますので、確認しておきましょう。



居宅サービスの中の、通所介護（デイサービス）ではゲームなどを通じた機能訓練なども行われています。